

第 24 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
球磨川上流流域下水道	熊本市東区健軍一丁目38番1号	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 鯨川太司	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号）第16条の規定に基づき、球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。